

大和市告示第174号

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年11月1日

大和市長 古谷田 力

大和市予防接種費用の助成に関する要綱等の一部を改正する要綱

(大和市予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第1条 大和市予防接種費用の助成に関する要綱(平成22年大和市告示第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1Hib感染症の項中「9,119円」を「9,999円」に改める。

(大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第2条 大和市長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期の予防接種費用の助成に関する要綱(平成25年大和市告示第198号)の一部を次のように改正する。

別表第1Hib感染症の項中「9,119円」を「9,999円」に改める。

(大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱の一部改正)

第3条 大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱(令和元年大和市告示第94号)の一部を次のように改正する。

別表第1限度額の欄中「9,119円」を「9,999円」に、「8,294円」を「9,174円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公表の日から施行し、第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和5年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの要綱の規定は、適用日以後に実施する予防接種について適用し、適用日前に実施した予防接種については、なお従前の例による。